

## 露店・屋台賠償責任保険のご案内

この保険は、神社の境内などにおいて、神社の許可に基づき出店している露店・屋台が原因となり、参拝者や見物人などの第三者の生命もしくは身体を害し、または第三者の財物を滅失・毀損もしくは汚損した場合において、神社等が負担する法律上の賠償責任を補償します。

### ●想定されるおもな事故例

- ① 神社境内において、露店のガスボンベが引火により爆発し、多くの参拝者が負傷し、神社に主催者としての管理責任が問われた。
- ② 神社境内において、露店からの火災が原因で参拝者などの群衆が将棋倒しになり、多数が大ケガをし、神社に主催者としての管理責任が問われた。

### ●補償内容と保険料例

保 険 金 額	加入例	1ヶ月間の保険料
対人・対物共通 1億円限度 初期対応費用あり、自己負担額なし	祭礼2日間で露店・屋台が 40台が出店した。	8,000円
対人・対物共通 3億円限度 初期対応費用あり、自己負担額なし	祭礼3日間で自治会の屋台が 80台が出店した。	24,000円
対人・対物共通 3億円限度 初期対応費用あり、自己負担額なし	5日間の祭礼期間中で露店・ 屋台が150台出店した。	45,000円

### ●神社賠償責任保険との関係

「神社賠償責任保険」は、「神社」の法律上の賠償責任を補償する保険です。従いまして「神社賠償責任保険」では、「露店・屋台を出店される方」を被保険者としておりませんので、「露店・屋台の運営者」の賠償責任について補償するものではありません。また、お祭りやイベントの主催者が神社であっても、宗教活動以外（収益事業など）に該当する場合は「神社賠償責任保険」の対象とはなりませんのでご注意ください。



### ●ご契約に際しての注意事項

- ・ご契約者は「神社賠償責任保険」に加入している神社とさせていただきます。
- ・被保険者（保険の対象者）は神社および露店・屋台の運営者になります。
- ・ご加入の際は、対象となる露店・屋台の明細をご提出いただきます。
- ・本契約では、食中毒などの提供物による賠償責任は補償対象外となっております。

### 【お問い合わせ・お申込み】

#### ＜取扱代理店＞

神社本庁指定取扱代理店

有限会社村上（村上代理店）

〒151-051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 4-5-10

TEL:03-6447-5455 FAX:03-6447-5456

受付時間：平日/午前9時から午後5時まで

#### ＜引受保険会社＞

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL:03-3349-5408 FAX:03-6388-0162

受付時間：平日/午前9時から午後5時まで

本案内は概要について説明しています。お支払いできない場合など詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

## 「露店・屋台賠償責任保険」事前お申込みシート

\* 本事前お申込みシートにつき、ご記入のうえ、郵送またはFAXにて弊社まで送付ください。  
確認後、弊社より正式なお見積書と申込書一式をご郵送いたします。  
なお、本事前お申込みシートのご送付のみにてご契約は成立しませんのでご了承ください。

### ●ご契約の例

保険金額（てんぽ限度額）	保険期間	1店舗（屋台）あたりの保険料
対人・対物共通 1億円限度 初期対応費用あり 免責金額なし	保険期間1カ月以内	<b>200円</b>
対人・対物共通 3億円限度 初期対応費用あり 免責金額なし	保険期間1カ月以内	<b>300円</b>

### ●お申し込みについて 以下のご質問にお答えください

質問1 保険期間はいつからいつまでですか？

回答 \_\_\_\_\_ から1か月以内です。

質問2 出店される店舗数を記入してください。  
(申し込みの際に名簿を提出ください)

回答 \_\_\_\_\_ 店 です。

質問3 合計保険料はいくらになりますか？

回答 \_\_\_\_\_ 円 です。

ご質問やご不明な点についてご記入ください。

上記内容にて「露店・屋台賠償責任保険」の加入を検討したいのでお見積書、申込書の送付をお願いします。

( 社 名 )

( 業 種 )

( 所 在 地 )

( 電 話 番 号 )

( 担 当 者 名 )

ご連絡先

151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-5-10

村上代理店（有限会社村上）

**FAX 03-6447-5456**

郵便での送付かFAXにて送信してください。尚、FAX番号をお間違えないようご注意ください。